平成２２年（フ）第２５９号
大分市大字荏隈274番地の１　板井アパート６
債務者　中村　　誠
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２６０号
大分市大字荏隈274番地の１　板井アパート６
債務者　中村眞由美
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２７４号
大分市泉町９番10号　コーポコトリ１―202
債務者　西村　健児
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９０号
宮崎市橘通西２丁目７番２号　K＆Kマンション301号
債務者　大田　　健
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８号
鹿児島県霧島市霧島大窪1327―１、住民票上の住所鹿児島県霧島市霧島大窪289番地
債務者　原口　敏則
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
鹿児島県姶良市平松5686番地、申立時の住所鹿児島県姶良郡姶良町平松5686番地
債務者　永井　百代
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
神戸市西区井吹台西町２丁目２―５―201、住民票上の住所神戸市西区竹の台３丁目７―13
債務者　稲垣　康喜
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
神戸市西区学園西町７丁目３―727―108
債務者　出口　恭子
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
神戸市西区白水２丁目18―12
債務者　渡邊　千鶴（旧姓井元）
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
神戸市西区玉津町今津397―３、旧住所兵庫県尼崎市崇徳院３丁目２
債務者　樋浦　耕平
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
兵庫県明石市硯町２丁目２番22―1001号
債務者　三谷美輪子
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
兵庫県明石市大明石町１丁目３番８号　ユタカ第２ビル1106号
債務者　向井　雅恵
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
兵庫県明石市西明石町５丁目１番18号
債務者　河野　真弓
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２公団住宅30棟405号
債務者　角　　知明
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
兵庫県明石市松が丘５丁目１番９―357号
債務者　藤本　　孝
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
富山市中中市18番地　市営住宅２棟304号
債務者　水野　潔治
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１９号
富山市城村502番地　市営住宅161号
債務者　石原　誠一
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
富山地方裁判所民事部